

令和8年度EVの魅力発信事業（動画制作業務）委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度EVの魅力発信事業（動画制作業務）委託業務

2 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

岡山県では、環境性能に優れた次世代自動車として電気自動車等（EV、PHEV）の普及促進を図っている。

県内のEV登録台数は年々増加しているものの、保有率としては1%程度であり、2030年度36,000台という目標達成に向けて、さらなる普及拡大が必要である。

県が過去に実施した県民アンケートでは、EV非所有者が考えるEVのデメリットとして、「車両価格が高い」「充電施設の場所や数が不安」「走行距離が短い」といった内容が挙げられているが、令和8年1月から国の補助金上限額が拡大されているほか、近年発売されているEVは航続距離が格段に伸びているものもあり、自宅での基礎充電と組み合わせると、日常生活にほとんど支障がないことが十分に伝わっていない。

こうした、昔からのEVのイメージで根強く定着した漠然とした不安を払拭するとともに、加速性能や静粛性、給電機能などEVの特長を周知し、EVのある生活の魅力を発信することを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 動画の制作

ア 全2本の動画を制作する。動画の内容は、EVでの買い物など日常生活の様子、EVでの県内日帰り旅行の様子、近県宿泊旅行の様子など、EVのある生活の魅力が伝わる内容とし、EVの補助金情報など購入意欲を喚起させる内容も盛り込むこと。詳細は県と協議の上決定すること。

イ 1本当たり1～2分程度の動画と15秒程度の動画の2種類を制作すること。

ウ 県が動画の利用を想定している主なものは、次のものである。

- ・動画配信サイトでの配信
- ・県庁1階県民室に設置しているモニター等での放映
- ・県関係主催イベントでの使用
- ・デジタルサイネージでの放映
- ・県公式SNSでの配信

エ 動画配信サイト上へ動画を掲載する場合は、原則として県が行うものとする。

オ 県民により多く見てもらえるよう工夫すること（例：オリジナルキャラクターを設定する等）。

カ 詳細な企画、構成内容、台本等は、撮影等を行う前に県と協議し、決定するものとする。また、制作する動画について、複数回県が校正できるようなスケジュールとすること。

キ 撮影する際に必要な調整及び許認可の手続き等は、原則として受託者が行うこと。

ク 合理的な配慮が必要な聴覚障害者等が閲覧する場合や、音声のないデジタルサイネージでの放送を想定して、音声がなくても内容が伝わるような工夫を施すこと。その際、字幕を活用するだけでなく、非言語的表現により、感覚的にわかりやすいものとなるよう努めること。

ケ コントラスト比や色合いなど視覚に障害のある方に配慮すること。

(2) バナー画像・サムネイル画像の制作

完成した動画の広報において使用可能な画像を制作すること。

5 成果品の提出

上記4の委託業務内容で制作した動画等について、下記のとおり作成し、完成後速やかに提出すること。

- (1) 動画及び画像を保存したDVD 1枚
- (2) 動画データ (MP4形式等)
- (3) 画像データ (jpeg 又は PNG 形式)

6 委託限度額

2, 250, 600円 (消費税及び地方消費税を含む。)

7 成果物に関する権利の扱い

- (1) 成果物に関する一切の権利 (著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含み、特許権及び実用新案権(特許又は実用新案を受ける権利を含む。)を除く。)を、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、案件の遂行前から受託者が保有する著作権、特許権等その他の知的財産権(以下「知的財産権」という。)を成果物に適用した場合には、県に対し、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物及び当該知的財産権を追加費用なく利用することを許諾するものとする。
- (3) 成果物は、県が自由に二次利用できるものとする。
- (4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)の活用も可とする。その際には、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等その他付随する業務全般を実施すること。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、受託者の責任、負担において対応し、県は責任を負わないものとする。

- (5) 成果物納入までに係る一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。
- (2) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 動画の制作及び掲載に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (4) 受託者は業務を実施するに当たり、事業を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と認めるときは、あらかじめ県の承諾を得たうえで、その一部を再委託することができるものとする。また、受託者が他団体と連携して業務を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、県と協議するものとする。
- (5) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (6) 当該業務の実施により知り得た個人情報については、漏洩等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (7) 疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。